CLARA ONLINE China Internet Report
2016.11.9

中国版サイバーセキュリティ法の概要

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約と結論>

このほど中国で、インターネット分野の安全保障を目的とした、いわゆるサイバーセキュリティ法が可決した。2017 年６月１日から施行される。

同法ではインターネットを含む情報ネットワークの利用に際し、本人の実名登録を義務付けたほか、政権転覆やテロリズムなどと共にわいせつ情報やデマを流布することを禁じ、個人情報の保護を謳っている。また企業に対して中国国内で発生した個人情報や業務データを国内に保存するよう求め、当局の許可なくデータを持ち出すことを禁じた。さらに国家の安全維持活動や犯罪捜査に対する技術的支援と協力を求めている。

同法には依然として広義に解釈できる表現が多く、草案の段階で諸外国が懸念を表明した事項はほぼ修正されなかった。とりわけ中国で事業展開する海外企業に深刻な影響が及ぶ可能性があることから、日米欧の業界団体等は改めて意見書を提出する模様だ。

1. サイバーセキュリティ法がついに可決

中国の全国人民代表大会(全人代)の常務委員会は 2016 年 11 月 7 日、インターネット分野の安全保障を目的とした「网络安全法(網絡安全法)」、いわゆる“サイバーセキュリティ法”の法案を可決した。施行は 2017 年 6 月 1 日からとなっている。

パブリックコメントの提出意見数は、第一次草案が 1564 人から 4240 件、第二次草案が 231 人から 969 件（中国人大網）

今年６月に第二次草案が発表された際、政府関係者は「早ければ年内にも成立」と発言していたが、パブリックコメントの募集を締め切ってわずか３カ月での法案可決はいささか性急な印象を受ける。2015 年に発表された最初の草案の段階から、日本を含む世界の商工団体や企業、人権団体などは強い懸念を表明し、たびたび意見書を提出したり書簡を送ったりしてきた。しかし今回可決された法案で、企業に当局への調

査協力を義務付ける文言は変更されておらず、広義に解釈できるあいまいな表現や不明確な規定も修正されないままとなっている。

2. 日本企業への影響が考えられる条項

まず用語の定義について第七章の附則を確認すると、「网络(網絡)」とは“コンピューターやその他の情報端末、関連設備等で一定のルールとプログラムによって生成されたデータの収集、保存、転送、交換、処理を行うシステム”と記されており、インターネットだけに限定していない点に留意する必要がある(本レポートでは「情報ネットワーク」と記す)。また「网络运营者(網絡運営者)」は、情報ネットワークの所有者、管理者および情報ネットワークサービスの提供者と定義しており、いわゆるインターネット付加価値サービスの提供企業も含まれるものと想定される。

本法案の目的は「サイバースペースにおける主権と国家の安全および社会の公共利益を維持するため、また公民、法人、その他組織の合法的な権益を保護し、経済社会の情報化の健全な発展を促進するため」となっている (第一条)。さらに「中国国内における情報ネットワークの構築、運営、管理保守、使用、およびサイバーセキュリティの監督管理に適用される」(第二条)と明記されており、外資企業か中国企業かを問わず、中国でビジネスを展開する企業に加え、インターネットを使用する一般ユーザーも対象となると考えられる。

またサイバーセキュリティに関する作業の取りまとめや管理監督は国家インターネット情報部門が主管し、電信主管部門、公安部門、その他関連機関は各自の職責の範囲内でセキュリティの確保と管理監督作業を行う (第八条)。

情報ネットワークの利用にあたっては、「国家は公民や法人およびその他の組織が法に従って情報ネットワークを使用する権利を保護する」とし、インターネットの普及を推し進める方針を示す一方で、「いかなる個人や組織も情報ネットワークを使って、国家の安全や栄誉、利益に危害を与えること、政権や社会主義制度の転覆を扇動すること、国家分裂や国家統一の毀損を教唆すること、テロリズムや過激主義を流布すること、民族への憎悪や差別を煽ること、暴力やわいせつな情報を流布すること、デマを流して経済や社会の秩序を混乱させること、他人の名誉やプライバシー、知的

財産権やその他の合法的な権益を侵害することなどを行ってはならない」としており(第十二条)、中国政府がインターネットに関して何を恐れているのかが垣間見える。これらの禁止行為に関しては個人や組織からの通報を奨励しており、第二次草案にはなかった通報者のプライバシー保護を約束する文言が追加された(第十四条)。

続く第二章では、「情報ネットワーク安全標準体系」や「情報ネットワーク安全社会化サービス体系」などを国家主導で構築する方針が示されている。いずれも第二次草案の段階から具体的な内容を明らかにするよう求める声が出ていたが、依然として具体的な内容は示されてはいない。

企業のビジネス活動に影響するものとして、「情報ネットワーク製品およびサービスは、関連する国家標準に適合しなければならない」(第二十二条)という条項があり、これらの製品については「国家標準に適合しているか審査を行い、合格した設備と製品のリストを公開する」としている (第二十三条)。審査の詳細は明らかでないが、製品やサービスの選択肢が意図的に狭められる可能性は大いにあるだろう。

実名登録については情報ネットワークの運営者に対し「ネットワーク接続サービス、ドメイン登録サービス、固定電話・携帯電話の加入手続き、情報共有サービスやインスタントメッセージサービス等を提供する際に、利用者に真実の身分での実名登録を求めること」と定めている(第二十四条)。

また情報ネットワーク運営者に対して「公安機関および国家安全機関が法に基づいて国家の安全維持活動あるいは犯罪捜査を行う際、技術的支援と協力を行わなければならない」(第二十八条)と定めている。本項は草案の段階から諸外国が強い懸念を示しており、技術的支援とは特許やノウハウといった企業秘密の提供を含むのではないか、中国の安全保障のために海外企業が利用されるのではないかといった声が上がっていた。さらに重要情報インフラ運営者(定義は不明確)に対し「中国国内での運営において収集・生成した公民の個人情報および重要な業務データは中国国内に保存すること。業務利用のためこれらを海外に提供する場合、規定に従いセキュリティ評価を行うこと」（第三十七条) と定めている。第二次草案の段階で指摘されていた保存が必要な業務データの範囲や保存期間、セキュリティ評価の内容や基準が明らかにされないままとなっており、機密事項の流出を含む企業運営への影響が懸念される。

一方、個人情報に関しては「情報ネットワーク運営者が個人情報を収集・使用する際には、収集・使用の目的、方式、範囲を明示して、同意を得る必要がある」とし(第四十一条)、個人情報の漏えい、改ざん、個人が特定できる状態のデータを本人の同意を得ずに第三者に提供することを禁じた (第四十二条)。

さらに草案にはなかった「いかなる個人や組織であれ情報ネットワークを使用した行為に責任を負う」という条項が追加され、ネット詐欺や犯罪手口の拡散、違法行為に関する WEB サイトや SNS グループの開設を禁じた(第四十六条)。これらの違法情報を発見した場合、「主管である国家インターネット情報部門とその関連部門が網信部門と関連部門が、情報ネットワーク運営者にデータの送信停止や削除などの措置を求め、中国国外から送信されている場合には関連機関に通知した後、技術的あるいはその他の必要な措置で送信を遮断する」としている(第五十条)。

加えて「国家の安全と社会秩序を守るため、社会の安全にかかわる突発的事件が発生した場合には、国務院の決定あるいは批准を経て、特定区域において情報ネットワーク通信を制限する等の臨時措置を講じてもよい」と定めている(第五十八条)。しかし突発的事件の定義が依然として示されておらず、中国に拠点を持っている、あるいは中国企業と取引を行う日本企業にとっては、通信制限によるビジネスへの影響は計り知れない。施行までに実施細則という形で詳細が追って発表されると思われるが、本法令が新たなカントリーリスクになりうることを認識する必要があるだろう。

中华人民共和国网络安全法(中国語原文)
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2016 年 11 月 9 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。なお法令の日本語訳は理解を助けるための参考訳です。必ず原文をご確認ください。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは次の連絡先までお気軽にご連絡ください。
asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776